

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令新旧対照表

改 正 後

改 正 前

(第三国団体配当等に係る申告書の記載事項等)

第三条の二 法第三条の二第十三項において準用する所得税法第七十二条第一項第四号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 五 省 略

2 省 略

(申告納税に係る所得税又は法人税につき特典条項に係る規定の適用を受ける者の届出等)

第九条の二 相手国居住者等は、その有する国内源泉所得(所得税法第六十一条第一項に規定する国内源泉所得(同法第六十二条第一項の規定により国内源泉所得とみなされるものを含む。))又は法人税法第三十八条第一項に規定する国内源泉所得(同法第三十九条第一項の規定により国内源泉所得とみなされるものを含む。))をいう。以下第九条の五まで、第九条の十及び第九条の十一において同じ。のうち、所得税法第六十五条又は法人税法第四十二条若しくは第四百十二条の十の規定の適用を受けるもの(以下この条において「申告対象国内源泉所得」という。))に対する所得税又は法人税につき当該相手国居住者等に係る相手国等との間の租税条約の規定(特典条項の適用があるものに限る。以下第九条の九までにおいて「特定規定」という。))に基づき軽減又は免除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする年分の所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書(租税特別措置法第三十七条の十二の二第九項(同法第三十七条の十三の三第十項において準用する場合を含む。))、第三十八条の三第五項又は第四十一条の十五第五項において準用する所得税法第二百三十三条第一項(同法第六十六条において準用する場合に限る。))の規定による申告書を含む。以下この条及び第九条の四において「所得税確定申告書」という。又は事業年度(法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。以下第九条の四までにおいて同じ。))の法人税法第二条第三十号に規定する中間申告書で同法第四十四条の四第一項

(第三国団体配当等に係る申告書の記載事項等)

第三条の二 法第三条の二第十三項の規定により読み替えて適用される所得税法第七十二条第一項第四号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 五 同 上

2 同 上

(申告納税に係る所得税又は法人税につき特典条項に係る規定の適用を受ける者の届出等)

第九条の二 相手国居住者等は、その有する国内源泉所得(所得税法第六十一条第一項に規定する国内源泉所得(同法第六十二条第一項の規定により国内源泉所得とみなされるものを含む。))又は法人税法第三十八条第一項に規定する国内源泉所得(同法第三十九条第一項の規定により国内源泉所得とみなされるものを含む。))をいう。以下第九条の五まで、第九条の十及び第九条の十一において同じ。のうち、所得税法第六十五条又は法人税法第四十二条若しくは第四百十二条の十の規定の適用を受けるもの(以下この条において「申告対象国内源泉所得」という。))に対する所得税又は法人税につき当該相手国居住者等に係る相手国等との間の租税条約の規定(特典条項の適用があるものに限る。以下第九条の九までにおいて「特定規定」という。))に基づき軽減又は免除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする年分の所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書(租税特別措置法第三十七条の十二の二第九項(同法第三十七条の十三の三第十項において準用する場合を含む。))又は第四十一条の十五第五項において準用する所得税法第二百三十三条第一項(同法第六十六条において準用する場合に限る。))の規定による申告書を含む。以下第九条の四までにおいて「所得税確定申告書」という。又は事業年度(法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。以下第九条の四までにおいて同じ。))の法人税法第二条第三十号に規定する中間申告書で同法第四十四条の四第一項各号若しくは第二項各号に掲げ

各号若しくは第二項各号に掲げる事項を記載したもの（以下第九条の四までにおいて「法人税中間申告書」という。）若しくは同法第二条第三十一号に規定する確定申告書（以下第九条の四までにおいて「法人税確定申告書」という。）に、第一号から第九号までに掲げる事項を記載した届出書（第十号及び第十一号に掲げる書類の添付があるものに限る。以下この条において「適用届出書等」という。）を添付しなければならない。

一 十一 省 略

2 5 10 省 略

（還付加算金等）

**第十五条** 次の各号に掲げる国税の還付金又は過誤納金（以下この項及び次項において「還付金等」という。）について還付加算金（国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金をいう。次項において同じ。）を計算する場合には、その計算の基礎となる同条第一項の期間は、当該還付金等の区分に応じ当該各号に定める日の翌日からその還付のため支払決定をする日又は当該還付金等につき充当をする日（同日前に充当するのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

一 四 省 略

五 法第五条の二の二第五項の規定による還付の請求に係る国税の還付金

当該還付の請求があつた日

六・七 省 略

2 5 4 省 略

（相手国等の租税の徴収の共助）

**第十七条** 省 略

2 省 略

3 国税通則法施行規則第十条の二、第十一条、第十二条の二並びに第十六条第一項及び第三項並びに国税徴収法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第三十一号）（第九条第二項を除く。）の規定は、法第十一条第四項において国税通則法及び国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七号）の規定を準用する場合並びに令第七条第一項において国税通則法施行令及び国税徴収法施行令（昭和三十四年政令第三百二十九号）の規定を準用する場合に

る事項を記載したもの（以下第九条の四までにおいて「法人税中間申告書」という。）若しくは同法第二条第三十一号に規定する確定申告書（以下第九条の四までにおいて「法人税確定申告書」という。）に、第一号から第九号までに掲げる事項を記載した届出書（第十号及び第十一号に掲げる書類の添付があるものに限る。以下この条において「適用届出書等」という。）を添付しなければならない。

一 十一 同 上

2 5 10 同 上

（還付加算金等）

**第十五条** 同 上

一 四 同 上

五 法第五条の二の二第五項の規定による還付の請求に係る国税の還付金 当

該還付の請求があつた日

六・七 同 上

2 5 4 同 上

（相手国等の租税の徴収の共助）

**第十七条** 同 上

2 同 上

3 国税通則法施行規則第十条の二、第十一条、第十二条の二並びに第十六条第一項及び第三項並びに国税徴収法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第三十一号）（第二条第二項を除く。）の規定は、法第十一条第四項において国税通則法及び国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七号）の規定を準用する場合並びに令第七条第一項において国税通則法施行令及び国税徴収法施行令（昭和三十四年政令第三百二十九号）の規定を準用する場合に

ついて準用する。この場合において、国税通則法施行規則第十六条第一項中「定めるところによる」とあるのは「所要の調整を加えたものによる」と、同項の表中「納付通知書」とあるのは「提供通知書」と、「納付催告書」とあるのは「提供催告書」と、「納付受託証書」とあるのは「任意提供受託証書」と、国税徴収法施行規則第十条第一項中「定めるところによる」とあるのは「所要の調整を加えたものによる」と、同条第二項中「納付受託証書」とあるのは「の任意提供受託証書」と読み替えるものとする。

## 附 則

この省令は、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）の施行の日の属する年の翌年の一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の二第一項の改正規定及び第十五条第一項第五号の改正規定 令和八年四月一日

二 第十七条第三項の改正規定 令和九年四月一日

ついて準用する。この場合において、国税通則法施行規則第十六条第一項中「定めるところによる」とあるのは「所要の調整を加えたものによる」と、同項の表中「納付通知書」とあるのは「提供通知書」と、「納付催告書」とあるのは「提供催告書」と、「納付受託証書」とあるのは「任意提供受託証書」と、国税徴収法施行規則第三条第一項中「定めるところによる」とあるのは「所要の調整を加えたものによる」と、同条第二項中「納付受託証書」とあるのは「の任意提供受託証書」と読み替えるものとする。